

2009年2月12日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

公園緑地（予定地を含む。）の維持管理の総括事務に係る個人情報
を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収
集することに伴う本人通知の省略，コンピュータ処理並びに目的
外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省
略について（答申）

2009年1月29日付けで諮問（第376号）された公園緑地（予定地を
含む。）の維持管理の総括事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること
及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，コンピュータ処理並び
に目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について
次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は、「3審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (4) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、コンピュータ処理を行う必要性並びに目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、これまで環境保全・防災・景観・スポーツ・レクリエーションなど多様な機能を持ち、市民に安らぎと潤いを与える都市空間となる公園緑地の整備を進めている。

新林公園については、総合公園として総面積16.20haの広さを持ち、公園内にはフジ棚、湧水でできた「川名大池」、散策路などに加え、江戸時代の農家住宅で藤沢市指定文化財の旧小池邸（古民家）及び同時代の農家住宅の附属建物で藤沢市指定文化財の長屋門が移築されており（長屋門については現在移築作業中）、当時の生活様式を知ることのできる貴重な施設として、市民のみならず多くの利用者に親しまれている。

しかしながら、同公園は藤沢の中心部に近いにも関わらず近隣に住宅が少ないこと、24時間供用可能であることなどから、利用者が多い反面、落書きや放火等の犯罪も少なくない。昨年につきましては、移築作業中の長屋門の作業ヤード内への花火の打ち込み、作業ヤードの内への侵入、公園内のベンチが燃やされる等の被害も数件確認されている。

また、同公園の管理運営については、平成15年9月2日に地方自治法の改正により指定管理者制度が新たに設けられたことから、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在、財団法人藤沢市まちづくり協会・藤沢市緑化事業協同組合グループが管理運営を行っており、午前8時30分から午後5時まで管理人1名による有人管理を実施しているが、同公園が総面積16.20haの広さがあること、24時間供用可能であり午後5時以降は無人であること、藤沢市指定文化財である古民家及び長屋門は、寄棟茅葺きづくりであり火気については特に気をつけなければならないことなどからさらなる防犯対策を講ずることが必要となっている。

については、長屋門周辺から古民家に向け監視できる防犯カメラを設置することにより防犯効果と犯罪が起こった際の対応を図れるよう対策を講じたいと考え、今回の諮問に至ったものである。

なお、2009年（平成21年）4月1日より新林公園の指定管理者を更新する予定であるが、当該指定管理者が処分権限を有する場合については、防犯カメラに係る運用基準及び画像データ取扱に関するガイドライン等を提出させ、

その管理運営について継承させたいと考えている。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ収集の目的は、長屋門等への犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラの映像の保存にあたり、従来の電磁的媒体はビデオテープであったが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用されるため、消耗度が高く画像の劣化等長期的な使用が困難となっている。一方ハードディスクによる画像の保存は、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易なことから、コンピュータ処理による方式とする必要性があると判断したものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

長屋門周辺へ立ち入る者の画像

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、録画機器は、管理事務所に配置しワイヤー等により固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードの設定がされており、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限する。日常的な管理としては、条例の定めるところに従い、適正に取り扱うこと及び「防犯カメラ運用基準」を定め、管理する。

(4) 目的外に提供することについて

刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会については、包括的な取り扱いをする必要性があると判断したものである。

ア 目的外の提供先

司法警察職員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

イ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の時間に限る）

また、目的外提供については、「藤沢市立新林公園内の防犯カメラによる画像データについて、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条

第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン」を定めている。

- (5) 個人情報をも本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人と、当該施設利用者名簿等による照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件にかかわる本人通知を省略したい。

- (6) 実施時期（予定年月日）

平成21年3月下旬

- (7) 提出資料

ア 個人情報取扱事務届出書

イ 設置機種及び設置箇所の例

ウ 藤沢市立新林公園内防犯カメラ運用基準

エ 藤沢市立新林公園内の防犯カメラによる画像データについて、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

- (1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

防犯カメラ画像データ収集の目的は、長屋門等への犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難である。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

- (2) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

防犯カメラの映像の保存にあたり、従来の電磁的媒体はビデオテープであったが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用されるため、消耗度が高く画像の劣化等長期的な使用が困難となっている。一方ハードディスクによる画像の保存は、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易である。

以上のことから判断すると、個人情報をコンピュータ処理を行う必要性が

あると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下に掲げる措置を講じることとしている。

録画機器は、管理事務所に配置しワイヤー等により固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードの設定がされており、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限する。日常的な管理としては、条例の定めるところに従い、適正に取り扱うこと及び「防犯カメラ運用基準」を定め、管理する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(3) 個人情報をも目的外に提供する必要性について

実施機関では、刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会が捜査機関からあり、本件に関する防犯カメラによる画像データの提供を求められた場合は、「藤沢市立新林公園内の防犯カメラによる画像データについて、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取り扱いに関するガイドライン」を定め、目的外に提供することとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

また、本件に関する防犯カメラによる画像データの提供を捜査機関から求められた場合は、犯罪が起こった際には素早い対応をすることができるように、実施機関が目的外に提供する必要性があると判断した場合に限り、包括的に提供する必要性があるものと認める。ただし、本ガイドラインでは目的外に提供することとなる照会対象犯罪が不明確であるため、照会対象犯罪を明記すること、本ガイドラインからは照会があった場合に常に目的外に提供するようにも思えるため、実施機関が目的外に提供する必要性を認めた場合に限り提供する旨の文言を追加すること及び本ガイドラインにこれらの修正を加えた後に当審議会に報告することを条件とするものである。

(4) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人と、当該施設利用者名簿等による照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集すること及

び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上